○　第１学年及び第２学年で取り上げる身近な楽器は、様々な打楽器、オルガン、ハーモニカなどの中から児童の実態を考慮して選択すること。

○　第３学年及び第４学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダー、鍵盤楽器などの中から児童の実態を考慮して選択すること。

○　第５学年及び第６学年取り上げる旋律楽器は既習の楽器を含めて、電子楽器、我が国や諸外国に伝わる楽器などの中から児童の実態に応じて選択すること。

(4)　各学年の「Ａ表現」の(4)に示す事項については、児童が個性的な発想を生かした表現を工夫し、様々な響きを直接経験するようにすること。また、必要に応じて記譜の指導をすること。

○　記譜の指導については、視唱や視奏の活動と関連させながら行い、児童がつくった音楽を必要に応じて視覚的にとらえたり、その音楽を再現したりする手掛かりとして記譜の仕方を工夫するようにする。

(5)　音符、休符、記号などについては、次に示すものを、児童の学習状況を考慮して表現及び鑑賞の活動を通して指導すること。特に配当学年は示していないが、取り扱う教材、内容との関連で必要と考えられる時点で、その都度繰り返し指導していくようにし、６年間を通した連続的、発展的な指導計画の沿って学習を進める中で、実際の活動を通して徐々に身に付けていけるようにすること。

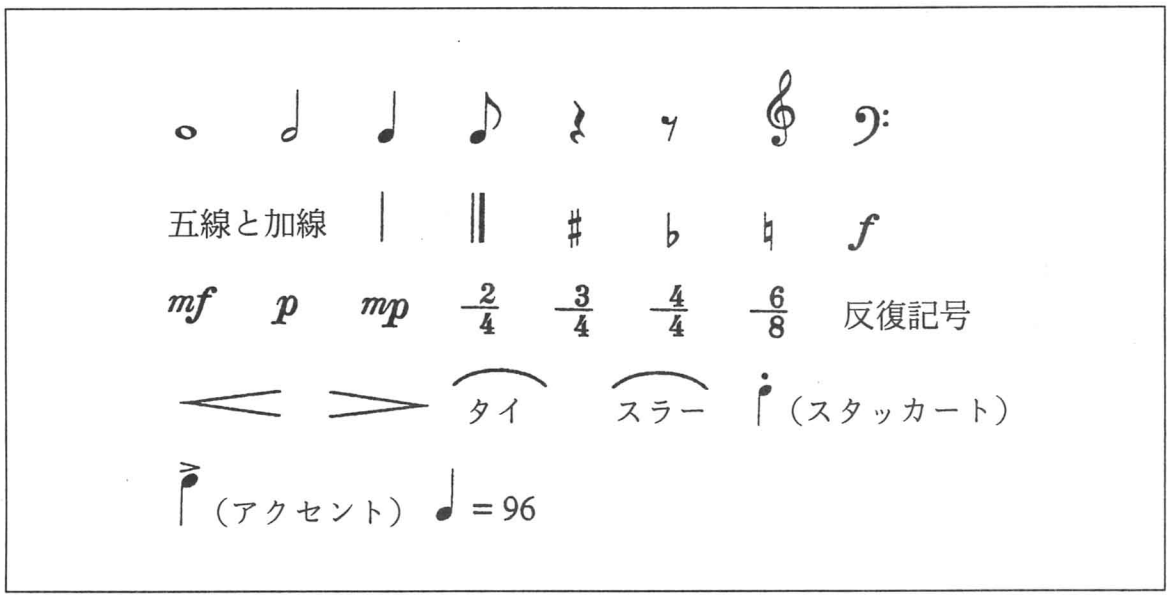

(6)　歌唱教材については、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを取り上げるようにすること。唱歌、わらべうたや民謡など日本のうたを選択する観点について示した。